

議第 1 4 4 号

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について
呉市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例の一部を改正する条例

呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前 7 日</u>までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第 5 4 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前 7 日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第 5 4 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(種別割の減免)</p> <p>第 7 7 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前 7 日</u>までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第 7 7 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただ</p>

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1) ～(9) 略

3・4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1) ～(6) 略

し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1) ～(9) 略

3・4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1) ～(6) 略

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

4 略

（特別土地保有税の減免）

第122条の3 略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(3) 略

3 略

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

4 略

（特別土地保有税の減免）

第122条の3 略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(3) 略

3 略

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

市税の減免に係る申請書の提出期限を変更するため、この条例案を提出する。